

5こ第2352号
令和5年9月15日

各指定障害児通所支援事業所管理者 様

福島県児童家庭課長

こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年9月11日付けでこども家庭庁支援局障害児支援課等より別添のとおり事務連絡がありました。内容を確認いただき、こどもの送迎時における車内への置き去り事案を発生させないため、こどもの出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこどもかどうかに関わらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底して頂くようお願いします。

また、令和6年度からは、事業所における安全計画作成が義務化されますので、取組を進めて頂きますようお願いします。

（事務担当 主査 谷津 久美 電話 024-521-8382）